

(6) 非常勤職員の報酬等の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
<p>健康医療部 薬務課</p>	<p>日額により報酬を定められている非常勤職員の報酬の支給事務において、報酬の減額の対象となる時間数の算定を誤って計算していたものがあった。(6時間勤務日の欠勤実績を2時間、5時間勤務日の欠勤実績を1日それぞれ少なく計算していた。) また、欠勤実績を1日少なく計算していたことに伴い交通費相当額の減額も誤っていた。</p> <table border="1" data-bbox="457 659 1590 900"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>区分</th> <th>正規支給額</th> <th>既支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非常勤職員A 平成27年3月分</td> <td>報酬</td> <td>96,790円</td> <td>104,454円</td> <td>7,664円</td> </tr> <tr> <td>交通費相当額</td> <td>6,480円</td> <td>6,840円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>103,270円</td> <td>111,294円</td> <td>8,024円</td> </tr> </tbody> </table>	対象	区分	正規支給額	既支給額	過払額	非常勤職員A 平成27年3月分	報酬	96,790円	104,454円	7,664円	交通費相当額	6,480円	6,840円	360円	合計	103,270円	111,294円	8,024円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、非常勤職員の報酬等の支給事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【非常勤職員就業等規則】 (報酬の減額) 第23条 (略) 2 日額により報酬を定められている非常勤職員が欠勤したときは、その勤務しない1時間につき、次条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。 3 報酬の減額の対象となる時間数は、その月の勤務しなかった時間数の合計とし、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てるものとする。 4 第3項の規定により減額すべき報酬の額は、その月の翌月に支給する報酬から差し引くものとする。 (勤務1時間当たりの報酬の額) 第24条 (略) 2 日額による報酬 報酬の日額を当該非常勤職員の1日当たりの勤務時間で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入した額) (通勤に係る費用弁償の減額) 第26条 前条第2項第1号から第3号までに掲げる額を基礎として通勤に係る費用弁償を支給した非常勤職員が欠勤、休暇(第15条に規定する年次休暇及び第16条に規定する特別休暇に限る。)又は出張により通勤しない日があった場合において、1日の普通乗車券による運賃の額に当該非常勤職員が定期券期間内の期間中に通勤した日数を乗じて得た額が前条第4項に定める額に満たないときは、その差額を減額する。ただし、当該非常勤職員が定期券期間内の期間に係る通勤定期券を購入した場合は、この限りでない。</p>	<p>平成27年10月に、所属職員に対し、監査結果の情報共有を行った。 他の非常勤職員にも誤りがないかを確認し、過払いのあった職員については是正措置を行うとともに、非常勤職員の報酬等支給事務について今後適正に支給するよう周知徹底を図った。</p>
対象	区分	正規支給額	既支給額	過払額																	
非常勤職員A 平成27年3月分	報酬	96,790円	104,454円	7,664円																	
	交通費相当額	6,480円	6,840円	360円																	
	合計	103,270円	111,294円	8,024円																	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年6月8日から同月17日まで)